



みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

◆悪質な訪問購入に要注意！

◆特定商取引法の基礎知識 第10章「過量販売の禁止」

◆消費生活センターからのお知らせ

◆ネットトラブルに御注意ください！

February
2 月号

第47号

悪質な訪問購入に要注意！



皆さんは「訪問購入」という言葉を御存知でしょうか。これは、事業者が消費者の自宅等へ訪問し、物品の購入を行う取引を指します。昨年、改正特定商取引法が施行され訪問購入が規制されることになったため、御存知の方もいらっしゃるかと思います。

最近県内の消費生活相談窓口には、この訪問購入に関する相談が寄せられています。今回は相談事例の概要とトラブルに巻き込まれないためのアドバイスを掲載します。

事例①

「電子レンジを引き取る。」という電話があり、来てもらった。だが、結局電子レンジは引き取らずアクセサリーを買い取って行った。事業者から身分の提示はなかった。不審である。

事例②

「福祉団体のボランティアだが、不要な服を譲ってほしい。」と電話があり、来てもらった。だが、訪問してきた男は、名前や会社を名乗らず「貴金属を買い取りたい。」と言い、強引に勧誘された。

皆様へのアドバイス

- 頼んでいないのに勝手に訪ねてくる業者は相手にせず、絶対に家に入れてはいけません。
- 買い取る物品の種類を明示しないで勧誘することは、法律で禁止されています。不要な場合はキッパリと断りましょう。
- 契約したときは「契約書面」を必ず受け取り、大切に保管しましょう。
- 売るかどうか迷いがある場合は、クーリング・オフ期間中 品物を手元に置き、本当に売るかどうかをよく考えましょう。

特定商取引法の基礎知識 第10章「過量販売の禁止」

近年、訪問販売において、通常必要とされる分量を著しく超える商品の販売等（例えば、一人暮らしの高齢者が布団10枚以上購入させられた等）、いわゆる「過量販売」が行われ、ずさんな与信審査によるクレジット等の存在も相まって、気付けば自身の生活を圧迫するような支払を迫られるといった相談が増えています。

また、「過量販売」の類型として、一度でも不用意に取引してしまうと、次々に契約を押しつけられるようになったり、過剰な量の商品等を購入しがちな消費者として狙い打ちの対象とされ、事業者が入れ替わり立ち替わり商品等を勧誘してくる「次々販売」の被害も発生しています。

特定商取引法では、訪問販売において、正当な理由がないのに、このような過量販売の勧誘を行うことは禁止されています。これは、一回の販売行為による販売量等が通常必要とされる分量等を著しく超えた契約を勧誘する場合のほか、過去の消費者の購入の累積から、ある事業者の販売行為等が結果的に通常必要とされる分量等を著しく超える契約になること、あるいは既にそのような量を超えた保有状況の消費者であることを知りつつ販売等の契約を勧誘することも該当します。

このような勧誘を受けたり、契約をしてしまったときは、最寄りの消費生活センターに相談しましょう！



消費生活センターからのお知らせ

多重債務相談

「数社からの借入があり、今後の返済をどうしようか…。」「収入の予定が狂ってしまって、住宅ローンもあるし返済ができない…」など多重債務に関する相談を消費生活センターでは受け付けています。

お聞きした相談の内容により、専門の機関を御紹介するなど様々な助言を致します。

お悩みを抱えている方は、一人で悩まずに、まずは御相談ください。借金の問題は必ず解決できます！

宮城県消費生活センター
☎022-261-5161

消費者団体訴訟制度 シンポジウム

消費者庁では、適格消費者団体が事業者に対する不当行為の対し差し止め請求できる制度『消費者団体訴訟制度』に関するシンポジウムを開催します。

日にち：平成26年2月10日（月）
場所：東北学院大学土樋キャンパス

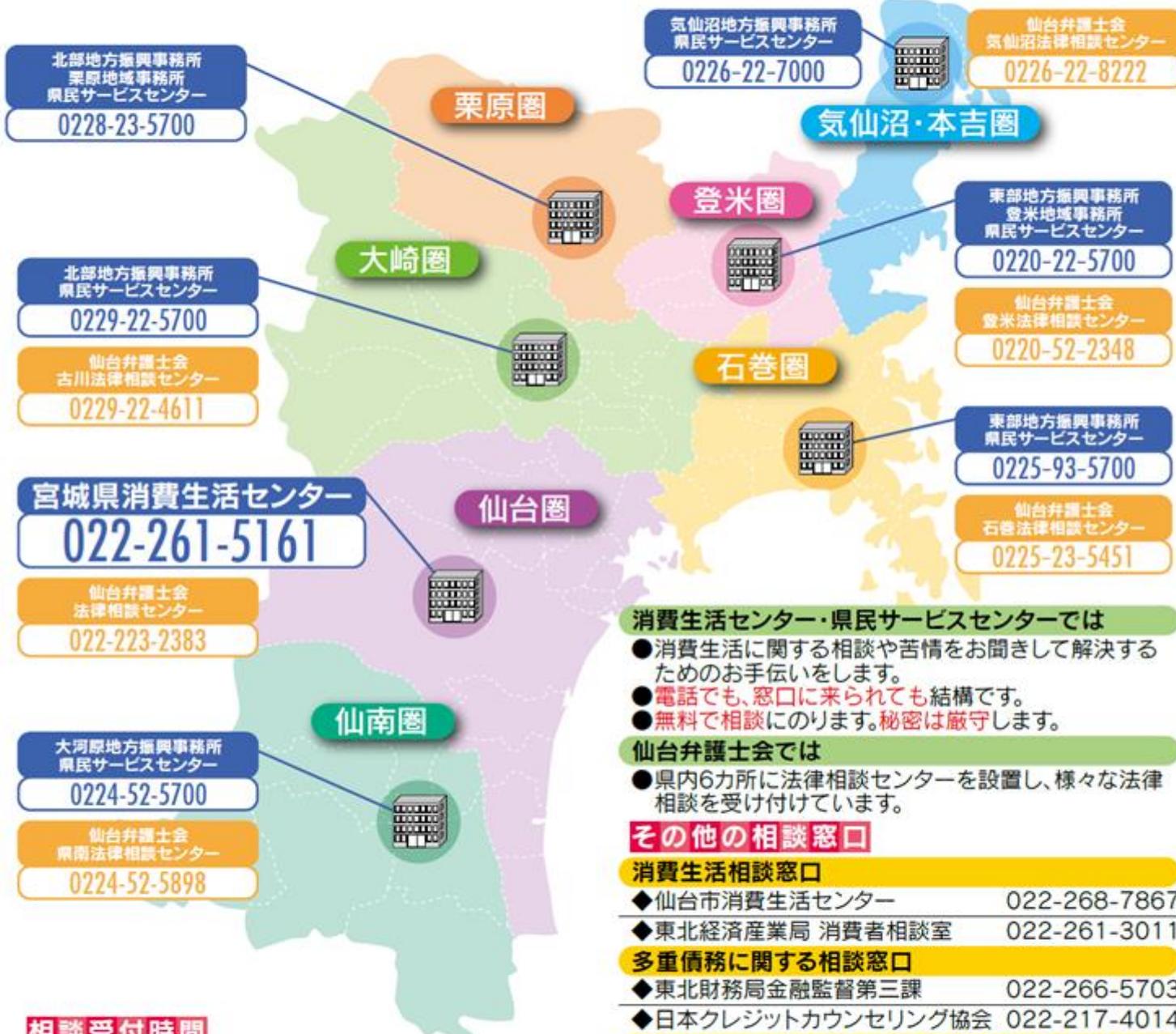
参加には申込が必要ですので、下記までお問い合わせください。

消費者団体訴訟制度シンポジウム事務局
☎03-3589-3363
<http://www.caa.go.jp/planning/index.html> (消費者庁WEBサイト)

困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

- 消費生活相談窓口**
- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
 - ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011
- 多重債務に関する相談窓口**
- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
 - ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00
土・日 9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

